

【Q&A】宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金のポイント

1. 全般

Q1：助成金は申請可能なタイミングは？

A1：助成金は設備導入前（着工している場合も含む）、導入後のいずれのタイミングにおいても申請が可能です。

Q2：契約や工事に着手できるのはいつからか？

A2：設備導入のための契約日が令和 7 年 4 月 4 日（国から本市への交付金交付決定日）以降の案件が対象です。ZEH 建売住宅の販売事業者が自らが施工を行う場合、令和 7 年 4 月 4 日以降に着工した案件を対象とします。この場合、着工日とは、ZEH に係る断熱工事又は要綱別表第 2 に掲げる ZEH を構成する設備のいずれかの導入に着手する日をいいます。

Q3：対象設備の導入や更新はいつまでに完了が必要か？

A3：対象設備の導入または更新を完了した日が令和 8 年 2 月 13 日までにあることが必要です。

Q4：助成金申請と実績報告の〆切日は？

A4：申請書の提出は令和 8 年 1 月 30 日、実績報告は令和 8 年 2 月 13 日が締め切りです。

Q5：リース契約や PPA 契約（※）でも申請可能か？

A5：事業用太陽光発電設備に限り、リース又は PPA 契約の場合は申請可能です（詳細は、3-Q10 を参照ください）。それ以外については、対象外です。

※PPA とは、施設所有者が提供する敷地や屋根スペースに太陽光発電設備の所有、管理を行う会社が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組みです。

Q6：中古品は対象か？

A6：中古品は対象外です。

Q7：医療法人等は対象外か？

A7：個人又は事業者が対象であるため、医療法人等も対象となります。

Q8：他の県・市の補助金等との併用は可能か？

A8：国費が充当されているものは併用できません。国費が充当されていない補助金等を受ける場合の併用は可能ですが、その補助額を助成対象経費から減額してください。

Q9：助成金は期間中であれば複数回申請可能か？

A9：既に同一建物の同一設備において、本助成金を受けている場合は対象外です。ただし、ZEH 販売事業者については対象となります。

【対象になる例】

例：△△社（ハウスメーカー）が A 地に ZEH 導入。助成金受領後に B 地の ZEH 導入についても申請した場合

例：〇〇社から A 事業所と B 事業所の LED 導入について同時に申請があった場合

例：〇〇社が A 事業所の LED 導入について申請し、助成金受領後に B 事業所の LED 導入についても申請した場合

例：〇〇社が A 事業所の LED 導入について申請し、助成金受領後に A 事業所の空調導入についても申請した場合

Q10：助成対象経費は何か？

A10：助成対象経費は設備費、附帯工事費、雑役務費です。設計費、処分費は対象外経費です。

Q11：申請書の受付方法は？

A11：受付は先着順です。予算上限を超えた場合、超えた日に交付申請を行った者の間で抽選を行います。

Q12：申請書の受付は、どの時点で締め切られるのか？

A12：予算を超える交付申請があった場合、上限を超えた日における申請の中で抽選により補助対象者となる優先順位を決定し、必要に応じて一定数補欠の申請を受け付けます。

Q13：予算上限は？

A13：令和7年度から再生可能エネルギー枠と省エネルギー枠でそれぞれ以下のとおり予算上限を設けています（国方針により変更）。

再生可能エネルギー（太陽光発電設備・蓄電池設備）23,750 千円

省エネルギー設備（ZEH、高効率給湯器、コージェネレーション、高効率空調、高効率照明）20,300 千円

2. 申請様式

Q1：「実施計画書」と「実施結果書」は両方記入する必要があるのか？

A1：設備導入前（着工している場合も含む）の申請については、「実施計画書」から提出し、設備導入後に「実施結果書」を提出します。その場合、「実施結果書」では「実施計画書」に記載された内容は記入不要としています。また、設備導入後の申請の場合、「実施計画書」は不要で、「実施結果書」をご提出ください。

Q2：「竣工検査報告書等」がない場合はどうしたら良いか？

A2：「竣工検査報告書等」を施工業者から受け取れない場合は、納品書を提出してください。

Q3：「代金領収に関する証明書」とは何か？

A3：「代金領収に関する証明書」は、ローン支払いで銀行から領収書が発行できない場合に用いる証明書です。

Q4：同一の ZEH に対して、販売事業者と個人が申請を行うことはできるか。

A4：できません。

Q5：変更交付申請はどのような時に必要か。

A5：市から交付決定通知を受けた後、実施計画の内容が変更になる場合は必要です。ただし、「助成金額が変更にならない場合」かつ「導入設備（機種）に変更がない場合」は変更交付申請の必要はありません。

例 1：設備（機種）は変更しないが、助成金額が変更になる場合⇒変更交付申請が必要

例 2：助成金額は変更しないが、設備（機種）を変更した場合⇒変更交付申請が必要

例 3：設備数を変更した場合⇒変更交付申請が必要

3. 太陽光発電設備

Q1：新規と更新が対象か？

A1：新規・更新の両方対象です。

Q2：「出力」は何を書けばよいのか？

A2：助成金算定基礎となる「出力」は、①太陽光パネル、②パワーコンディショナーの定格出力の低い方の値です。

（例：住宅用において 380W のパネル 10 枚と 4.0kW のパワーコンディショナーのセットの場合、太陽光パネル出力は $380 \times 10 \div 1,000 = 3.8\text{kW}$ となるため、 $3.8\text{kW} < 4.0\text{kW}$ となり、太陽光パネル出力を採用します。小数点以下を切り捨てた出力は 3kW であるため、助成金額は $3\text{kW} \times 7 \text{万円} = 21 \text{万円}$ 。

Q3：固定価格買取（FIT）制度を活用する場合、対象になるか？

A3：固定価格買取（FIT）制度を活用する場合、対象外です。発電電力の自家消費が前提です。FIT を用いず個別に小売電気事業者と相対契約を締結する場合は対象です。

Q4：自家消費率についての要件は？

A4：自家消費率（住宅 30%、50%）を一定割合以上にすることが対象の要件です。太陽光パネルメーカーが出してくる発電シミュレーションなど（別添）で確認できます。

（例：住宅用において、発電見込量（年間）4000kWh、そのうち自家消費する見込電力量が 2,000kWh の場合、 $2,000 \div 4,000 \times 100 = 50\%$ となり、対象）

Q5：太陽光発電設備導入にかかる誓約書に記載の内容はなぜ必要か？

A5：環境省による本交付金の対象設備に要件があり、その要件について誓約していただく必要があります。

Q6：太陽光発電設備導入の際、太陽光発電・蓄電池設備の共同購入支援事業を利用して設備を導入していても助成金を申請できるか？

A6：共同購入支援事業で太陽光発電設備を購入する場合であっても、本助成金の対象要件に合致していれば補助対象となります。

Q7:自宅に 1.98kW の卒 FIT の太陽光発電設備があり、それに加え、今回、4.0kW の太陽光パネルの増設と 6.0kW のパワーコンディショナーを更新して導入した場合は 4.0kW 分が助成の対象になるか？

A7:元々設置していた 1.98kW の太陽光発電設備が卒 FIT の場合、増設した太陽光発電設備については当該助成金の対象外となります。

Q8:ソーラーカーポートや建材一体型太陽光発電設備は対象か。

A8:当該助成金の対象外となります。

Q9: 屋上防水工事の補助対象範囲に制限はあるか。

A9: 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を交付対象経費として計上してください。

一定の周囲部分の具体的な数値は、工事の内容によって異なりますが、『公共建築数量積算基準』（国土交通省）等を参考とし、架台支持材より最大 50cm までを補助対象としています。

Q10:事業用太陽光発電設備（PPA・リース）の場合の留意点は。

A10: 助成金の申請者は、PPA 又はリース事業者になります。PPA 又はリース事業者に対して市から助成金が交付された上で、助成金額相当分がサービス料金又はリース料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県（兵庫県内）に本社を有する企業の場合は、控除額を助成金額相当分の 4/5 とすることができる。）及び助成金事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することが必要です。

Q11:太陽光発電設備の法定耐用年数は何年か。

A11:17年です。

Q12: 今回、導入する設備を撤去及び処分する場合の留意点は？

A12: 設備を撤去及び処分する際は、関係法令の規定を遵守し、適切な廃棄またはリサイクルを実施してください。なお、設備の撤去及び処分時には費用が発生することが考えられますので、ご留意ください。

4. 蓄電池設備

Q1: 蓄電池設備のみ導入する場合、助成金の対象か。

A1: 本助成金を用いて導入する太陽光発電設備との付帯設備であることが条件となるため、蓄電池設備のみ導入する場合は対象外です。

Q2: 蓄電池設備導入にかかる誓約書に記載の内容はなぜ必要か？

A2: 環境省による本交付金の対象設備に要件があり、その要件について誓約していただく必要があります。

5. ZEH

Q1：新築・改築どちらも対象か？

A1：新築のみ対象です。

Q2：ZEH 販売事業者は市内事業者のみ対象か？

A2：ZEH 販売事業者は市外事業者であっても助成対象です。

Q3：「実施計画書・結果書 設備個票」に記載の U_a 値の確認方法は？

A3： U_a 値等の数値は、実績報告時に添付する「BELS 評価書」を見て確認することができます。
実施計画書提出段階では確認できません。

Q4：「代金領収に関する証明書」「引き渡し証明書」のサンプルはあるのか？

A4：様式にありませんが、記載例ファイルを公開します。

Q5：「引渡証明書」とは何か？

A5：「引渡証明書」は、ハウスメーカーから個人に所有権が移転していることを確認する書類です。

6. 高効率照明機器（LED）

Q1：新規・更新が対象か？

A1：更新のみ対象です。

Q2：LED は、調光制御機能がついているものが対象なのか？

A2：「実施計画 設備個票」に記載のとおり、調光制御機能がついている LED への更新が主な対象となります。調光制御機能とは、人感センサー、明るさセンサー、スケジュール制御機能のことで、いずれかを満たすことが必要で、それがわかるカタログを提出してください。

Q3：「既存設備の仕様がわかる資料（カタログ、写真等）」を求められているが、既存設備のカタログがないケースはどう対応すれば良いか？

A3：写真等で LED でないことが確認できれば対象とします。

Q4：高効率照明機器は、事業所建物内の設備のみでなく、事業所の外側や看板などの照明を更新する場合も対象となるのか？

A4：高効率照明機器は、要件に記載のとおり、調光制御機能を有しているか、もしくは再エネ一体型屋外照明の場合であれば、看板等であっても対象となります。

Q5：固有エネルギー消費効率（ lm/W ）とは何か。

A5：1 ワットの電力でどれだけの明るさ（ lm ：ルーメン）を発生させられるかを示す値です。値が高いほどエネルギー効率が良く、以下の照明機器が助成金の対象となります。

【光源色が昼光色・昼白色・白色】100 以上

【光源色が温白色、電球色の場合】50 以上

7. 高効率空調機器

Q1：新規・更新が対象か？

A1：更新のみ対象です。

Q2：「既設の空調機器に対して 30%以上省 CO₂ 効果が得られる見込みである」ことを要件となっているが、どのように確認したら良いのか？

A2：エアコンメーカーが試算資料を提供しており、施工業者に相談してください。

Q3：「既存設備の仕様がわかる資料（カタログ、写真等）」を求められているが、既存設備のカタログがない場合はどうしたら良いか？

A3：型番等が写った写真を提出してください。

8. 高効率給湯器

Q1：新規・更新が対象か？

A1：更新のみ対象です。

Q2：対象要件は？

A2：導入設備の「年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上」が要件です。それが確認できるカタログ等を提出してください。

Q3：どのような機器からの更新が対象になるのか？

A3：ガス給湯器や電気温水器からの更新が対象で、エコキュートやエネファームからの更新は対象外です。

Q4：「既存設備の仕様がわかる資料（カタログ、写真等）」を求められているが、既存設備のカタログがない場合はどうしたら良いか？

A4：型番等が写った写真を提出してください。

9. コージェネレーション

Q1：対象要件は？

A1：「一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品が要件です。

Q2：どのような機器からの更新が対象になるのか？

A2：ガス給湯器や電気温水器からの更新が対象で、エコキュートやエネファームからの更新は対象外です。

Q3：「既存設備の仕様がわかる資料（カタログ、写真等）」を求められているが、既存設備のカタログがない場合はどうしたら良いか？

A3：型番等が写った写真を提出してください。